

れ、大正二年一月南滿州鐵道株式會社理事を免せられ京都大学教授免官、同三年一月從四位に叙し同六年七月三十一日拓殖調查会委員仰付られ同八年六月勲三等に叙し旭日中綬賞を授けられ、同年九月二十九日法律取調委員の功勞に依り銀杯一組を賜ふ法学博士の学位を享けられたるは明治三十四年六月京都帝国大學總長の推薦に因る博士の専攻は民法及び國際私法なれども就中民法に於て造詣特に深く自然として斯界の大家たり民法理由、不動產登記法、刑法の私法觀、不法行為論、無過失損害賠償論其他の名著多く又各種の雑誌に公表せられたる法律要件及法律事実意志能力論其他學界を聳動せしめたる論文枚挙に遑あらず博士は明治二十七年七月より中央大學に教鞭を執り民法及英法を担任せられ其後京都大学、滿鉄會社就任中中絶したることありしも明治四十一、二年頃債權法を講せられ大正八年四月より專任教授として大に努力せられつつありしか大正十年五月万國學士院大会を白耳義首都に開くや我邦學士院を代表して參列せられ去る十一月無事帰朝せられたる所程なく病魔の侵す所と為り病勢日に暮り薬石効なく天無常、學界の斯の偉人を奪ひ去る嗚呼悼哉我大學の損失且學界の損失それ何幾そ博士は近年一切の社交を避け民法の大著述に從事せられ其稿日に進み天若し斯人に年を仮さは其世界的大著述も完成すへかりしならん唯不幸中の幸とも云ふべきは台灣生蕃に於ける親族の旧慣に関する數千頁に亘れる深刻なる研究か近日中台灣總督府より出刊される一事なり尚ほ遺稿及び論文集は孰れ公刊の運びに至るべく吾人は令息成太郎君か其の既に志望せられつつある法学を卒業

693 法学博士岡松参太郎教授長逝

〔『法学新報』第32卷2(362)号 大正11年2月7日〕

○法学博士岡松教授長逝 中央大學法学部専任教授たる法学博士岡松参太郎氏は去る十二月十五日日病の為め長逝せらる哀悼曷そ禁せん博士は幕末の鴻儒岡松甕谷氏の長男にして明治四年九月熊本に生れ長して明治二十七年七月帝國大學法科大学英法科を卒業し同二十九年四月民法、國際私法研究の為め独、仏、伊國へ留学、同三十二年八月帰朝、同年九月京都帝國大學法科大學教授に任し、同三十四年十二月臨時台灣旧慣調查會委員仰付られ、同四十年七月在官の儘南滿州鐵道株式會社理事に就任、同年十月法律取調委員仰付られ四十一年五月帝國學士院会員仰付られ、同四十四年十二月勲四等に叙し瑞玉章を授けら

せられ父君の此の名著を大成し公にせらるる時期の必ずしも遠きにあらざるへしと信す十二月十八日午込の自邸に於て告別式を挙行せられたるか朝野の法曹其他の名士並に学生引きも切らず参拝し弔辞を靈前に供したる向きも頗る多く中に就て我中央大学学長の捧けられたる弔辞は左の如し

中央大学教授帝国学士院会員法学博士岡松參太郎君逝ク真ニ痛惜哀悼ノ至ニ堪ヘス君學術深邃、見聞洽博日夕法ヲ攻メテ倦マス懈ラス最モ民法ノ學ニ長シ世推シテ以テ斯道ノ權威ト為ス夙ニ教鞭ヲ官私ノ學校ニ執リ英才ヲ養ヒ世務ヲ啓キ邦家ノ文運ニ資シタルコト洵ニ鮮少ニ非ス中道任ニ台灣及滿州ニ赴キ其ノ間姑ク講座ヲ廢メタリト雖近時一切ノ傍職ヲ擲チ專心教務ニ就キ更ニ一大著述ノ編成ヲ企テ半生ノ蘊蓄ヲ挙ケテ之ヲ巻帙ノ裏ニ藏メムト欲シ孜々トシテ筆研ニ親ミ病ノ故ヲ以テ之ヲ釈カス我カ中央大学亦君ニ嘱スルニ民法ノ講座ヲ以テシ其ノ教ヲ受ケ世ニ立ツ者頗ル多ク現在ノ學生皆其ノ講筵ニ列スルヲ喜フ嗚呼皇天無情、遽ニ此ノ碩学ヲ奪ヒ法海ノ學生ヲシテ茫然津ニ迷ハシメ著作、業央バニシテ机辺空シク浩瀚ノ草稿ヲ留ム悲ヒ哉嗚呼君ノ一死、實ニ本邦學會界ノ一大損失ニシテ為ニ不幸ノ嘆ヲ發スル者單リ我中央大学ノ同人ノミニ非ルナリ茲ニ永訣ヲ君ノ英靈ニ告クルニ当リ謹テ蕪辭ヲ陳シテ哀悼ヲ陳シテ哀悼ノ微衷ヲ

表ス